

船橋市西浦処理場・清掃センター電力需給仕様書

1. 業務名

船橋市西浦処理場・清掃センター電力需給

2. 概要

①船橋市西浦処理場

- ・需要場所：千葉県船橋市西浦 1－4－1
- ・業種及び用途：官公署（し尿・浄化槽汚泥処理施設）

②清掃センター

- ・需要場所：千葉県船橋市東町 8 9 6－2
- ・業種及び用途：官公署（事務所） 清掃センターで使用する電気

3. 仕様

（1）供給電気方式等

- | | |
|--------------|-------------------|
| ア 供給電気方式 | 交流 3 相 3 線式 |
| イ 供給電圧（標準電圧） | 6, 0 0 0 V |
| ウ 計量電圧（標準電圧） | 6, 0 0 0 V |
| エ 標準周波数 | 5 0 Hz |
| オ 電気方式 | 1 回線受電（常用線）、予備線なし |

（2）契約電力及び予定使用電力量

① 船橋市西浦処理場

- ア 契約電力 常用電力 5 0 4 kW

（契約電力は、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。）

- イ 見積年間需給電力量 2, 6 4 6, 0 0 0 kWh

（但し、平成 2 9 年度の実績需給電力量は 2, 8 1 0, 3 5 3 kWh である。詳細については 7. 月別需給電力量（実績値）を参照すること。）

② 清掃センター

- ア 契約電力 常用電力 3 7 kW

（契約電力は、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。）

- イ 見積年間需給電力量 9 0, 0 0 0 kWh

（但し、平成 2 9 年度の実績需給電力量は 9 8, 4 3 9 kWh である。詳細については 7. 月別需給電力量（実績値）を参照すること。）

（3）契約期間

契約期間 平成 3 0 年 1 0 月 1 日午前 0 時から平成 3 1 年 9 月 3 0 日午後 1 2 時まで

（4）電力量の検針

自動検針装置 有

一般送配電事業者の送配電部門（東京電力パワーグリッド株式会社） 遠隔自動検針
計量器 電力需給用複合計器（通信機能付精密級）

(5) 需給地点

需要場所における本市が設置した第1号柱上の一般送配電事業者の送配電部門（東京電力パワーグリッド株式会社）の架空引込線と本市の開閉器電源側接続点とする。

(6) 電気工作物の財産分界点

電気工作物の財産分界点は、前の需給地点と同一とする。

(7) 保安上の責任分界点

保安上の責任分界点は、前の財産分界点と同一とする。

4. 料金単価

下記の表のとおり、単価を見積もり入札するものとする。また、見積の総額で入札し、単価契約を行うものとする。

料 金 名		数 量	単位	単 価
基本料金	常用（使用）	6,492	kW /年	円 銭
船橋市 西浦処理場 電力量料金	ピーク時間	84,000	kWh/年	円 銭
	昼間時間（夏季）	255,000	kWh/年	円 銭
	昼間時間（その他季）	1,038,000	kWh/年	円 銭
	夜間時間	1,269,000	kWh/年	円 銭
清掃センター 電力量料金	夏季	20,000	kWh/年	円 銭
	その他季	70,000	kWh/年	円 銭
再生可能エネルギー発電促進賦課金		2,736,000	kWh/年	2円90銭

※ 非常用発電機は有していない。

※ 夏季は、7月1日から9月30日までの期間とする。

※ その他季は、10月1日から翌年の6月30日までの期間とする。

※ 日曜・祝日は、当該地域の旧一般電気事業者の小売部門（東京電力エナジーパートナー株式会社）の電気需給約款〔特定規模需要（高圧）〕にて定められている日とする。

- ※ ピーク時間は、夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間とする。ただし、日曜・祝日は除くものとする。
- ※ 昼間時間は、毎日午前８時から午後１０時までの時間とする。ただし、ピーク時間及び日曜・祝日を除くものとする。
- ※ 夜間時間は、ピーク時間及び昼間時間以外の時間とする。

5. その他

- (1) 各月の電気料金算定方法は、基本料金について力率割引または割増しを行う場合、電気料金について燃料費調整を行う場合、または再生可能エネルギー発電促進賦課金の取り扱いや本仕様書に記載のない項目については、当該地域の旧一般電気事業者の小売部門（東京電力エナジーパートナー株式会社）の電気需給約款〔特定規模需要（高圧）〕に依るものとし、これに依りがたい場合は協議することとする。
- (2) 力率は、自動力率調整装置を設置し契約期間中は１００％を保持する予定であるので、力率は１００％とし入札価格を算定する。
- (3) 燃料費調整は入札価格の算定に考慮しないこと。但し、契約後は（１）に示すとおり、電気料金の燃料費調整等（当該地域の旧一般電気事業者の小売部門（東京電力エナジーパートナー株式会社）の当該時期の発表分を適用）を行うものとする。なお、外税業者においては燃料費調整単価等は消費税を除き算出し、他の料金との合計から消費税を算出するものとする。この際、端数処理が生じた場合、別途協議するものとする。
- (4) 契約期間中に消費税率及び地方消費税率が変更された場合、変更された税率にもとづき、変更契約を締結するものとする。なお、変更契約額（単価）の算出に係る端数処理については銭未満を切り捨てとし、変更契約額（単価）を算出するものとする。
- (5) 各月の電気使用量（日別・時間帯別）は、電子データを提出するものとする。

6. 見積条件：契約内容等

① 船橋市西浦処理場

契 約 名 義	船橋市 船橋市長 松戸 徹
需 要 場 所	船橋市西浦処理場 船橋市西浦 1－4－1
供 給 電 圧	6,000V
力 率	100%
契 約 電 力	504kW
年負荷率	63.9%

年間需給電力量	見積需給電力量 2, 6 4 6, 0 0 0 kWh この数値は見積用である。	<参考> 平成29年度需給電力量（実績） 2, 8 1 0, 3 5 3 kWh
内訳 ピーク時間 昼間時間（夏季） 昼間時間（その他季） 夜間時間	8 4, 0 0 0 kWh 2 5 5, 0 0 0 kWh 1, 0 3 8, 0 0 0 kWh 1, 2 6 9, 0 0 0 kWh	8 9, 5 2 5 kWh 2 9 2, 5 1 2 kWh 1, 0 9 0, 0 8 3 kWh 1, 3 3 8, 2 3 3 kWh
最 大 電 力 （デマンド値）	5 0 4 kW （見積最大電力）	5 0 2 kW （平成29年4月から平成30年3月 までの間の最大デマンド値であり、 平成29年7月の実績値）

② 清掃センター

契 約 名 義	船橋市 船橋市長 松戸 徹	
需 要 場 所	清掃センター 船橋市東町896-2	
供 給 電 圧	6, 0 0 0 V	
力 率	1 0 0 %	
契 約 電 力	3 7 kW	
年負荷率	3 1. 4 %	
年間需給電力量	見積需給電力量 9 0, 0 0 0 kWh この数値は見積用である。	<参考> 平成29年度需給電力量（実績） 9 8, 4 3 9 kWh

内訳		
夏季	20,000 kWh	24,991 kWh
その他季	70,000 kWh	73,448 kWh
最大電力 (デマンド値)	37kW (見積最大電力)	35kW (平成29年4月から平成30年3月 までの間の最大デマンド値であり、 平成30年1月の実績値)

7. 月別需給電力量 (実績値)

(1) 平成29年度の実績値(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

① 船橋市西浦処理場

	需給電力量 (kWh)	最大電力 (kW)	力率 (%)
4月	昼間時間(その他季) 夜間時間	125,006 95,702	473 100
5月	昼間時間(その他季) 夜間時間	111,749 114,653	480 100
6月	昼間時間(その他季) 夜間時間	134,722 111,778	494 100
7月	ピーク時間 昼間時間(夏季) 夜間時間	30,744 99,830 115,812	502 100
8月	ピーク時間 昼間時間(夏季) 夜間時間	30,886 101,381 109,562	497 100
9月	ピーク時間 昼間時間(夏季) 夜間時間	27,895 91,301 108,792	480 100
10月	昼間時間(その他季) 夜間時間	125,316 121,202	461 100
11月	昼間時間(その他季) 夜間時間	115,469 104,292	470 100
12月	昼間時間(その他季) 夜間時間	117,742 113,232	473 100

1 月	昼間時間(その他季) 夜間時間	1 1 9, 6 9 5 1 1 2, 6 0 3	4 9 2	1 0 0
2 月	昼間時間(その他季) 夜間時間	1 1 2, 0 1 8 9 3, 4 7 8	4 8 2	1 0 0
3 月	昼間時間(その他季) 夜間時間	1 2 8, 3 6 6 1 0 9, 7 8 3	4 9 4	1 0 0
計		2, 8 1 0, 3 5 3	—	—

② 清掃センター

	需給電力量 (kWh)		最大電力 (kW)	力率 (%)
4 月	その他季	8, 0 6 6	3 1	1 0 0
5 月	その他季	7, 0 6 1	3 1	1 0 0
6 月	その他季	8, 2 9 6	3 2	1 0 0
7 月	夏季	4, 7 1 2 3, 6 0 4	3 3	1 0 0
8 月	夏季	8, 5 9 3	3 3	1 0 0
9 月	夏季	8, 2 9 0	3 2	1 0 0
1 0 月	その他季	7, 8 3 8	3 1	1 0 0
1 1 月	その他季	8, 2 9 8	3 1	1 0 0
1 2 月	その他季	8, 3 9 1	3 2	1 0 0

1 月	その他季	8, 5 3 5	3 5	1 0 0
2 月	その他季	9, 0 3 3	3 3	1 0 0
3 月	その他季	7, 7 2 2	3 2	1 0 0
計		9 8, 4 3 9	—	—